

選んだら、あとは投票へ。

投票の流れは 4 つのステップ。投票日に行けない場合は、期日前投票もできます。

投票は難しくありません。まずは自分の投票所と投票できる時間を確認し、投票所へ行きましょう。投票用紙を受け取ったら、投票する候補者の氏名を記入して、投票箱へ入れます。

10月18日(日)の投票日に都合がつかない場合は、期日前投票や不在者投票（6ページに詳細を掲載）を利用できます。自分の予定に合わせて投票できる方法を確認し、あなたが考えて選んだ一票を届けましょう。

立候補者の数が議員定数（20人）未満の場合、投票は行われません。
投票の有無は告示日(10月11日(日))の17時過ぎに決定し、市ホームページにてお知らせします。

投票日

10月18日(日)

投票時間 7:00～20:00

投票日当日に行けない人は
期日前投票ができます

期日前投票

10月12日(祝)～17日(土)

市ホームページ
はこちら



投票できる人

平成20年10月19日以前に生まれた人で、令和8年10月10日(土)現在で燕市の住民基本台帳に登録されてから3カ月以上経過した人(令和8年7月10日以前に住民票が作成された人)です。

※これらの要件を満たしていても、投票前に市外へ転出した人や、法律の定めるところにより選挙権を停止されている人は投票できません。令和8年9月15日以後に市内で転居した人は、前住所地の投票所で投票してください。

STEP 01

投票所を確認



投票所入場券などで、
自分の投票所を確認。

■投票所入場券の郵送
10月11日(日)までに世帯主宛てに投票所入場券を郵送します。1枚のはがきに6人分まで連記されています。

STEP 02

投票所へ行く



投票所で受け付けし、
投票用紙を受け取る。

■投票所の場所
投票入場券に記載してあります。市ホームページでも確認できます。→

STEP 03

候補者の氏名を書く



投票したい候補者氏名を
投票用紙に記入。

■投票用紙の書き方
候補者を1人選び、投票所に掲示されている氏名掲示のとおりにその候補者氏名を投票用紙に記入してください。

STEP 04

投票箱へ



記入した投票用紙を
投票箱に入れて投票完了。

■開票と開票速報
10月18日(日)の21時から燕体育センターで行います。開票速報は、22時ごろから市ホームページに掲載します。

！

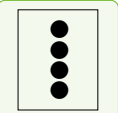
投票用紙記入の際の注意点

誤字や脱字の多い投票用紙や、氏名以外のものが書かれた投票用紙は無効票になる恐れがあります。

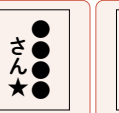


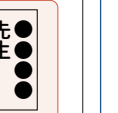
○有効票

×無効票









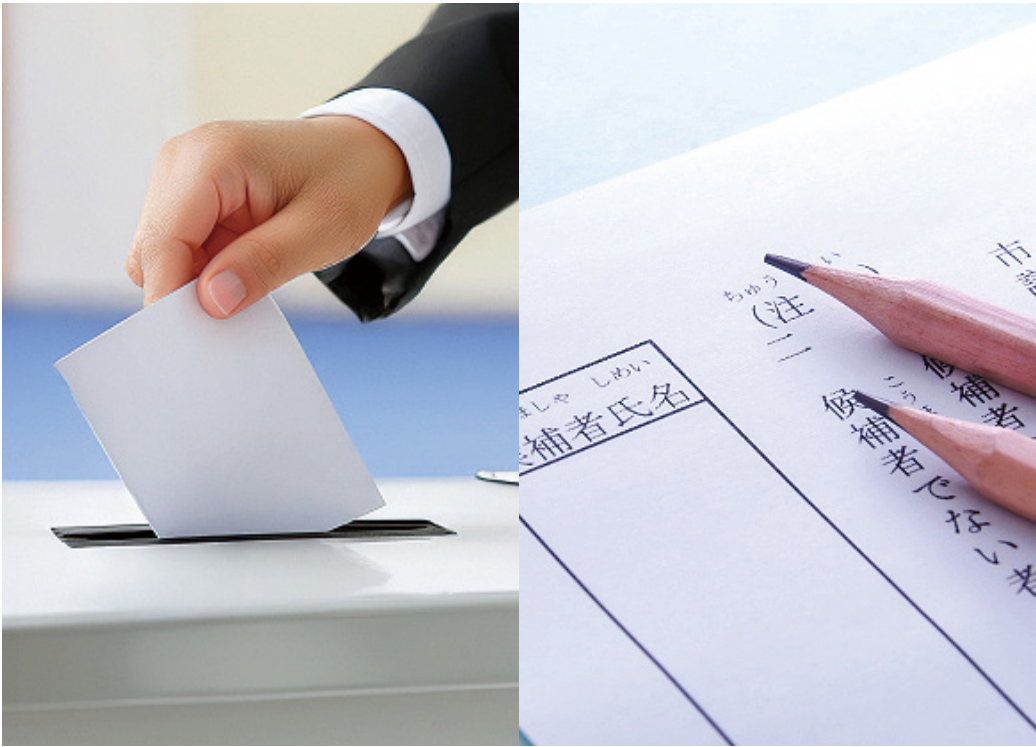
敬称などの氏名以外のものは書かず、氏名のみを記入してください。

- ※ 万が一入場券が届かなかったり、なくなってしまった場合は、投票所の係員へ申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は、本人確認が取れ次第、投票することができます。
- ※ 病気やけが、目が不自由などで記入が難しい人は申し出てください。すべり止めシートや記載補助具、点字投票、代理投票を利用できます。ただし、付添人による記入はできません。

投票所の変更について

今回の選挙では、一部投票区において投票所を変更します。投票所にお越しの際は、お間違えないように注意してください。

投票区	変更前	変更後
第28投票区	燕市保健センター	吉田公民館



知って、考えて、
あなたの1票を決める。

候補者の情報を見つめる
選挙では、候補者それぞれが、自身の考えや政策、目指すまちの姿を訴えます。難しい政治の知識がなくても、「どんなことを大切にしているんだろう？」「どんな燕を目指しているんだろう？」という視点で、まずは候補者の情報を知りましょう。
候補者の情報を見ていくと、「ここをもっと詳しく知りたい」「この政策についてはどう考えているんだろう？」など、気になることが出てくるかもしれません。候補者の発言や政策を比べながら、それぞれの考え方を知っていくことが、投票する候補者を選ぶための手がかりになります。
誰かに勧められたから、家族が選ぶから、知っている名前だから。それも一つの判断材料かもしれませんが、しかし、さまざまな情報を知ったうえで、自分なりに考えて投票する候補者を選ぶことが大切です。
まずは、選挙公報などで候補者の考えや政策を知ることから始めてみましょう。

候補者のことを知るには？

候補者の情報を集めて、
あなたの1票を考えましょう！



活動や考えに目を向ける

これまでどんな活動をしてきたのか、どんな課題を大切にしているのか。候補者のさまざまな情報を知ること、自分の考えと比べやすくなります。



① 選挙公報を見る

候補者の氏名や経歴、政見などが掲載されています。選挙公報は、候補者それぞれの考えを知るための大切な情報源です。

② 候補者自身の情報を見る

候補者が発信しているウェブサイトやSNSなどで、政策や主張を確認できる場合があります。



選挙公報は、告示日(10月11日(日))以降に作成されます。出来上がり次第、各自治会を通じてお届けするほか、下記公共施設にも設置します。なお、いち早く確認したい場合は、市ホームページをご確認ください。

選挙公報の設置場所

市役所（選挙管理委員会事務局）、中央公民館、吉田産業会館、分水公民館

選挙公報はこちらから
(10月12日(祝)以降に掲載予定)▶



5

2026.10.01

2026.10.01

4